

国民健康・栄養調査企画解析検討会 開催要領

1. 目的

国民健康・栄養調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する調査である。

本調査結果は、「健康日本21（第二次）」のモニタリングや評価に加え、次期健康づくりプランの策定等に活用されることから、本検討会は、2019（平成31）年以降に実施する国民健康・栄養調査の内容の企画、結果の解析について検討することを目的に、厚生労働省健康局長が開催するものである。

2. 構成員

- (1) 構成員は、別紙「国民健康・栄養調査企画解析検討会構成員名簿」のとおりとし、座長を1名選出する。
- (2) 構成員等は、2020年国民健康・栄養調査結果報告書作成までの間、本検討会に参画する。
- (3) 本検討会の下で、ワーキンググループを開催することができる。

3. 検討課題

- (1) 国民健康・栄養調査内容の企画について
- (2) 国民健康・栄養調査結果の解析について
- (3) その他

4. 事務局

会議の事務は、健康局健康課栄養指導室が行う。

5. その他

原則として、企画に係る検討会等は公開、解析に係る検討会等は、未公表データを取扱うため、公開することで国民の誤解や憶測を招くおそれがあることから、非公開とする。

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が健康局長と協議の上定める。

(別紙)

国民健康・栄養調査企画解析検討会 構成員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属
飯島 勝矢	東京大学 高齢社会総合研究機構 機構長 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授
磯 博康	大阪大学大学院医学系研究科 教授
宇都宮 一典	東京慈恵会医科大学内科学講座 主任教授
岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
尾島 俊之	浜松医科大学健康社会医学講座 教授
近藤 克則	千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門 教授
斎藤 トシ子	公益社団法人日本栄養士会 副会長
佐藤 敏彦	青山学院大学大学院社会情報学研究科 特任教授
澤田 亨	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授
白井 千香	枚方市保健所長
瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 栄養疫学・食育研究部 部長
田中 和美	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科 教授
谷川 武	順天堂大学大学院医学研究科 教授
中村 正和	公益社団法人地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター センター長
羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会 常任理事
真栄里 仁	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 教育・情報部長
諸岡 歩	兵庫県健康福祉部健康局健康増進課 保健・栄養指導班長
山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
横山 徹爾	国立保健医療科学院 生涯健康研究部長

国民健康・栄養調査企画解析検討会
自治体ワーキンググループ開催要領

1. 目的

国民健康・栄養調査は、健康増進法（平成14年法律第103号平成15年5月1日施行）に基づき実施するものであり、国民の身体の状態、栄養素等摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する調査である。

本調査の実施に必要なマニュアル等の整備や、実施上の課題について調査企画・実施・解析への反映を行うため、国民健康・栄養調査企画解析検討会のもとに自治体メンバーによるワーキンググループを開催し、調査の円滑な実施に向けた体制を強化することを目的とする。

2. 構成員

- (1) 構成員は、別紙「国民健康・栄養調査企画解析検討会自治体ワーキンググループ構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 構成員等は、令和3年国民健康・栄養調査結果報告書作成までの間、本ワーキンググループに参画する。

3. 検討課題

- (1) 国民健康・栄養調査の実施上の課題と対応について
- (2) その他

4. 事務局

会議の事務は、健康局健康課が行う。

5. その他

本ワーキンググループでは、未公表データを取扱うため、非公開とする。

(別紙)

国民健康・栄養調査企画検討会 自治体ワーキンググループ 構成員名簿

(五十音順・敬称

略)

構成員名	所 属
池内 寛子	栃木県保健福祉部健康増進課健康長寿推進班 主査
小池 紀子	東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 課長代理 (保健栄養担当)
瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 栄養疫学・食育研究部 部長
竹谷 水香	徳島県保健福祉部健康づくり課健康プロジェクト担当 課長補佐
森 千夏	岐阜県健康福祉部保健医療課・技術主査
諸岡 歩	兵庫県健康福祉部健康局健康増進課保健・栄養指導班長

※任期の定めなし (令和3年報告書作成までの間)